

名古屋藩に於ける律令學の考察

——稻葉通邦を中心として——

藤 直 幹

(一)

私達が、三浦博士の研究室に集つて令集解の共同研究を企て、から、早くも一年半になる。その間、會讀を重ねる事五拾七回、全體の約三分二の功程を成し遂げた。この學は往年國書刊行會によつて出版された三浦博士等校正の底本を基礎として、更に其の後に新らしく發見された古寫本を以て對校し、前回の校正の如く單に諸本の異同を註するに止らず、和漢の出典にも遡つてその是非を致へ、最も正確なる一定本を作らんとする努力である。この際使用された古寫本は二十一種を算へるが、それらの中には僅に數冊にすぎぬ零本もあるから、實際全部に互つての校合に使用し得るも

のは毎回十五種を出でない。この事業の進行につれ、その副産物としてそれら各種の寫本の一々の系統を跡づけることに依つてやゝ興味ある分類を試み得たが、それらの詳細は他日業成るの日を俟つて發表するであらう。今はその中の特殊なものに就いて、やゝ詳しく檢討する機會を得たから、聊か此に中間報告を試みんとするものである。二十一種の古寫本は、各々その内容を比較する事に依つて傳寫の系統を跡づけられるが、かゝる分類以外に各箇寫本の特長について考へる時、興味のいさゝ深きものがある。例へば、私達が近衛家本と呼んでゐるところの金澤文庫本系統の近衛家藏本に於て、近衛家熙(豫樂院)の自筆校合及び錯簡

數葉を訂した事が見出されて、公の傳記を飾る一の新事實を明らかにし得た如きそれであるが、さうしたものゝ一つとして、我國律令學史上に特殊な地歩を占むべき名古屋藩律令學者の一人稻葉通邦の自筆書寫及び校合本のある事は少なからぬ愉快である。日頃この書に親んでゐる私達は、かゝる大部の書を手書して律令研究に精進した人の涙ぐましい努力を思ひ、その跋語に依つて辿らるゝ、長き研鑽の跡を見、またかゝる精進を敢てせしめた誘因とも考ふべき當時の名古屋藩の學的雰圍氣について關心する所があつた。恰も好し、今夏六月中旬、京都帝國大學文學部國史專攻學生を中心とする春期研究旅行が名古屋方面に行はることゝなつたから、この機を利用して日頃の希望を満たすべく、同學小葉田淳君と三浦博士に隨ひ、一日一行に先發して三河國西尾町なる岩瀬文庫に赴き、その所藏にかゝる『通邦二十記』を閲覽して律令

學者としての彼に關する知識を得、次で名古屋圖書館に就いて、河村秀穎、秀根等、通邦の師と仰ぐ人々の律令關係書を見て通邦とこれら諸氏との交渉を明かにし、當時の學術研究の狀態に就て得る所が多かつた。更に私は七月二十三日再び名古屋圖書館に至つて關係圖書の閲覽を乞ひ、また同地の郷土史研究に專念さる、大口全三郎氏を訪うて種々の示教に與るを得た。此等によつて、通邦を中心として當時の律令學の狀態を考察し、それらの人々の持つ光彩を見んとするのである。

通邦の傳記に就いては、考古界第八編第二號に武田醉霞氏によつて『稻葉通邦翁の墳墓に就て』、歴史地理第十七卷第一號に花見朔己氏によつて、『稻葉通邦專歴考』として紹介されてはゐるが、此等諸氏の文は通邦の事蹟一般に就いての解説であるから、主として、律令學者としての彼とその背景をなす當時の名古屋藩の同學の一團とについて

見んとする私の試みは、決して屋上屋を架するものでなからうと思はれる。

(二)

本書は現に三浦博士が所藏されて居つて、卷二・四・五・十四の四冊を缺ぐの外、全部三十二冊を數へる。此等各冊には書寫と校合の年月、更に書寫原本の所藏者を記した跋語があるから、これによつて通邦の律令研究の過程、またその背景として當時律令學に精進した一團の人々の消息を知り得て興味深きものがある。

本書は明和四、五年に互つて河村秀興、朝倉景員、神村正鄰諸氏の藏本を寫し、更に多年校合を續けたものである。

(卷一跋語)

右者河村秀興先生之御藏本如本書

寫之即一校畢元本ハ以或本寫之由赤字即元本之書込也
黃字ハ花山院家之御本

越智通邦圖

明和丁亥孟秋

與河村子一會了 安永二年二月二十九日

(卷十九跋語)

右一卷請朝倉景員藏本令書寫了

明和五年子孟夏

越智

通邦圖

同六年丑六月以河村氏藏本令校了

同七年寅四月以京師本校合了

安永四年未二月二十一日一會了

(卷四十與書)

右一冊以神村先生之本使書寫畢

明和戊子歲季冬

越智

通邦圖

同庚寅歲四月十三日以京師本一校了

安永七年四月二日與伯子栗一會了

この與書に據つて彼の數回に互る集解研究の跡を辿る事が出来るが、本書々寫の明和四・五年頃の彼の律令學は如何なる程度のものであつたかに就ては、その自叙傳なる通邦二十記によれば

同秋（明和四年）已後學令爲業、河村氏稱善、神村氏及淺倉景員共皆稱善。

とある時である。是より先、明和三年通邦は神村正鄰の德憑によつて河村秀興を主とする令會に出席し會讀に加る事があつて、漸次令研究に熱中されつゝあつた時である。自己の志す所の決定さるるてふ精神の動搖と緊張との時にあつて強き感動を以て書かれたであらう事を思ふ時、そこに漂ふ彼の學的情熱を感せずには居られない。

明和五年には、彼は斯く云つてゐる。

此年、學已成、志性在令律及六國史及軍器考、（下略）
此年秋、江都住羽倉藤藏御風移於河村氏、稱通邦是律令忠臣之由。

猶通邦二十記の中の景跡録甲に據ると、安永二年二月二十七日から河村氏の邸で同志と共に令校正會を催し、先づ令義解を讀み、次に令集解に及ぼし、併せて講令備考を正したが、安永四年七月

十五日に至つて終つた。その間に官位令から儀制令まで校了されたのである。同書の中の起居註には河村氏令會として記されてゐるが、大抵夕陽の春づく頃に始めて子の刻に及んだことさへあり、家に歸つて疲臥入房と書かれてゐるもあれば、又爲明日之用意とあるも見え、彼が如何に勇猛精進しつゝあつたかを偲ばせる。

斯くて本書々寫の完成する頃、律令學者としての彼の地位は動かすべからざるものとして認めらるゝに至つた。この點から云つて、本書は彼の律令學完成に至るまでの涙ぐましい不斷の努力を記念するものとして深き意義を持つものと云はなければならぬ。

彼の書寫原本の所藏者として、河村秀興の名が記されてゐる。この人に就て、今私は蛇足を加へることは避けるが、たい名古屋藩における一團の令研究學者中の中心人物として牛耳を執りつゝあ

つたことを記すれば足りる。

神村正鄰は亦眞摯なる一學究であつて手寫本に富み、彼等の間に一先輩として重きをなしてゐた。殊に通邦は彼を推重し、彼も通邦に期待すること篤く、二十記にも

同三年(明和)丙戌二月、白川流神學、學神村源助、

信此道最深、從此后(下略)、(明和五年)(上略)神村氏は視神村氏猶親

吾學所成之師、尊無加焉者、神村氏亦稱、吾學所傳者惟邦耳也者、爾三而已矣

と云つてゐる。不幸正鄰は病弱で中途に斃れた爲め學業の大成を見るに至らなかつたが、その學風は通邦によつて受け繼がれ、更に發展して行つた事であらう。

朝倉景員に就ては、其名が通邦二十記師友名の

中に見え、河村秀穎舊藏令義解備考(註二)の中にも『景

云神村先生曰……』とあるから、矢張り神村正鄰の弟子として通邦等と共に研鑽を重ねてゐたもの

と思はれる。又三河國荻谷圖書館に藏さるゝ唐律疏議は、神村正鄰が景員藏本を寫したものを更に通邦が書寫したものであるが、此等を見て彼は當時有數の藏書家の一人であつたと推測される。

此等の人々の書を手書して學問の基礎を固めた通邦は、この跋語に見らるゝ如く、其後數回に互る校合、會讀によつて研究を怠らなかつた。さうして此等の仕事の一段落を告げた後には、その知見を以て從來の努力の成果を收めんとしたらしい。通邦二十記に

此年(明和九)爲令修一定本、心侵集解

とある簡單な記述も、かゝる進境を見るまでの精勵刻苦の後の言葉として味ふ時、深き感慨を抱かされる。

斯くて彼の心は永く律令學から去らなかつた。武術の師家として立ち、又武器學者として一家を成しつゝも、律令學においても亦その永き努力に

よつてそれに價する功績を後の世に遺した。通邦本の底本其者は私達の利用しつゝある諸本の中では寧ろ悪本に屬するが、同時に最もよく研鑽を加へられた一本である。字義不通の所はみづからその意味を考へて意見を朱書し、義解と對校を加へ、又集解文中に引用された諸書は一々その原本に遡つて校合を行つてゐる。かくて本書は對校諸本中最も役立つものゝ一つとなつてゐる。

(三)

通邦の律令學の次第に完成されて行つた過程を見た今は、更に彼と時代を同くしその善き協同研究者達との關係に就て眼を向けなければならぬが、此處にはそれらの總てに互る事なく、たゞ彼の令集解本の原本に遡つて、河村秀興及び秀根の藏書に就て一瞥を與へよう。

市立名古屋圖書館には、河村家藏の方形朱印あるもの―秀穎本と呼ばれてゐる―及び尾張河村復

太郎秀根藏の長方形黒印ある二部の令集解寫本が藏されてゐる。前者は五冊を、後者は十五冊を缺くが、この兩者を比較する時、些細な相異があつて、それからまたその傳來の跡が辿られて興味無しとせない。

兩書は、その跋語を見る時、既に些細の相異を見出すが、此は秀穎秀根が各自校合を加へた爲に生じたものであつて、その據つた原本は同一のものと思はれる。兩書跋語の差は次の如き形で現はれてゐる。

(卷二與秀穎本)

「以下異本ニナシ
本云 イニアリ如元

文應元年六月二十三日(下略)

(秀根本)

「以下異本ニナシ
本云

文應元年六月二十三日(下略)

これで見得る如く、秀穎本には「イニアリ如元」

で示さる校合が、秀根本より多く加つてゐるだけであつて、現存する共通の諸卷を通じて、全く同一であるか、或はかゝる校合による相異のみが見出されて、両者が同一本の書寫なる事は疑ない。これは猶次項に於いて一層確證さるゝであらう。

次に問題とされるのは、兩書の據つた原本が何人の所有であつたかてふ事である。この事はまた彼等の律令學の系統を知る上に注目されねばならぬのであるが、それに就ては次の跋語が認められるであらう。

(秀根本卷一表紙見返押番)

集解第一第二之卷或本ヲ以テ寫ス朱ニ書スル處ハ本書ノ書カキコミナリ

花山院家ノ本ヲ以テ校合スル處黃字ニ書ス

(秀根本卷二奥)

右官位令職員令集解二卷以多田義俊本寫之拜借

華山院家之藏本加蓋校合之畢

寛延元年戊辰十一月二十五日 河村秀根

此によつて、兩書が同一本の書寫なる事を確められ、又その傳來をも知られるのである。只こゝに注意すべきは、本書が各卷を通じて同一者の所藏本—同一系統本—の書寫でなくて種々の所藏者よりして寫したものを集めたものなる點である。次の跋語はその事情を物語るであらう。

(秀根本卷三十八奥)

右一卷以石藥師驛壹生氏之本令筆耕寫之

寛延三年五月十八日

(卷四十奥)

右令集解十本之中職員令三本自中務至左右兵衛賦役令二本

學令一本考課令集解第廿三一本衣服令一本營繕令一本

假寧令喪葬令一本者以花山院家藏本騰寫之畢

寛延元年戊辰十二月二十五日 尾張河村秀根

兩書共その奥書を見る時、系統が一定せず、弘長建治兩種の奥書のみあるもの、慶長年間清原秀賢の奥書あるもの、寛永年間中原職忠のものまで

あるもの、更に萬治年間藤原の與書あるもの、猶
跋語を全く缺くもの等各種の系統のものがあり、
私達の使用せる二十一種の寫本に試みた分類がま
たこの河村本二部の中にも見出さるゝのは、本書
がかく異なる人の藏書を書寫し集めたのに基くもの
であらうが、この事はまた學術研究の上に書を得
るの最も困難であつた、當時の事情を物語るもの
と思はれて、興味ある實例を提供するものと云ひ
得るであらう。

こゝで此等の跋語に見ゆる多田義俊、花山院家
などの語を遡つてそれらとの交渉を見る事は、名
古屋藩における律令學勃興の事情にも觸れて、興
味あるものではあるが、それは今の私の問題では
ない。

斯くの如く河村秀穎、秀根兩本は同一本の書寫
であり、然もその間に各自の校合加筆によつて些
細の相異の認められる事に注目したが、今これを

通邦本と比較する時、いさゝか疑問が生じる。彼
の書は明かに秀穎本の書寫とあるに拘らず、その
校合の跡において寧ろ秀根本と同一である。即ち
前記の卷二跋語に於いて見る如き「イニアリ如元」
なる時の校合は書寫されてゐない。がこれは明和
四年彼が書寫した時、秀穎本にはまだこの度の校
合が加へられてゐなかつた事を示すものであらう

この些細な相異はまた一の問題を導き、今一人
の律令學者の存在を明かにするであらう。私達の
校合に利用してゐるものゝ中には、猶二種の書が
注目される。これは同じく三浦博士が先年同時に
一まとめにして購はれたものであるが、その内容
を見る時、兩種は全く共通した關係に立ち、二者
合して一部を形成するものであり、而かも通邦本
と極めて近き關係に立つものであることが知れる
その一種は卷一より卷六まであつて、各々三卷
を一冊としたものであるが、第一冊の表紙見返に

次の貼符が認められる。

正弘云此二行先生藏本押番

集解第一第二卷或本ヲ以テ寫ス朱ニ書スル處ハ本書

ノ書コミナリ

花山院家ノ本ヲ以テ校合スル處黄字ニ書ス

これを前記の秀頼本卷一の押番と比較する事によつて、本書は明かに秀頼本の書寫と思はれるが、猶「先生」の語が何人を意味するかを明らかにせば、更に一層明白に確め得られるであらう。それについて各冊の奥に次の語がある。兩冊其形式は同一であるが、第一冊の跋語を擧ぐれば、

右三冊恩借乾堂先生所藏本而

寫之、八月九日、二、八月十八日 加一校訖

三、八月廿九日 所寫也

文化乙亥九月二十五日 正弘

こゝに見らるゝ乾堂先生とは河村秀根の二子益根の號である。彼も亦律令學者として令名があつた。通邦二十記に據れば、安永三年以後、根と令

會を催すことゝなつた事が見え、又名古屋圖書館に藏さるゝ、集解零本卷六の跋語には、通邦が明和年間秀頼本を書寫したのを安永二年に更に書してゐる事が知られる。此等の事情より推して彼も亦此頃より律令研究に携つた事と思はれて、秀頼藏書がその後において、律令學者として聞ゆる所なき千秀俊に傳らず甥益根に受繼れた事も相像に難くない。従つて本書は正弘が益根に傳れる秀頼本を書寫した事に疑はないであらう。猶これには、通邦本と秀頼本との間に見られた「イニアリ如元」なる校合の有無の差異は無く、秀頼本の總てが忠實に書寫されてゐる。さうして從來餘り聞えなかつた正弘なる一學者を名古屋藩律令學者の一團に加へる事が出来るであらう。こゝで彼とその周圍について見るべきであるが、その前に今一種のものに就て注目しなければならぬ。

今一種の書は卷七より卷十二まであつて前者に

聯絡を有し、その内容より見、又校合の跡より見れば、三種の加筆があつて、その各々が秀頼本と一致することが知られる。猶各巻頭に尾張取田弘三郎正紹なる河根秀根藏書印と同一形式の黒印が捺されてある點より見て、取田正紹も亦律令學者の一人であつた事が想像される。別に彼の藏書印ある圖書が、名古屋圖書館に數部藏されてゐるとの事であるが、私の見た古本禁祕御鈔の奥に左の語が記されてゐる。

右奉拜借

官庫所藏

敬公御藏本謹而騰寫竣功

于時文政四年辛巳二月二日

張藩

橘正紹

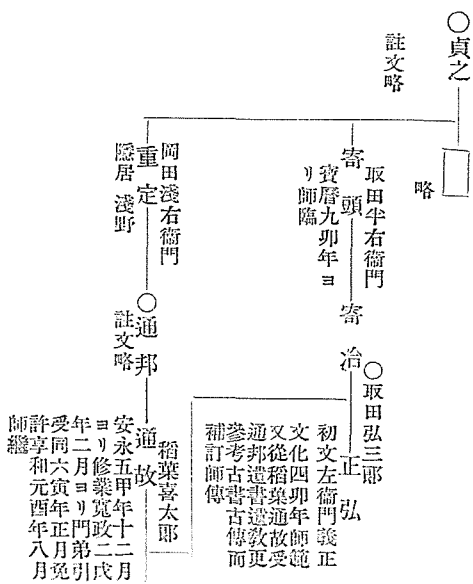
これによつて正紹其人の學問とその在在年代とが推定される。此等の事實は、兩部の集解が直接關係あるものと思はるゝから、更にその所藏者な

る正弘と取田弘三郎正紹との關係について明かにしたい。

取田氏に就ては通邦二十記師友名に

取田半右衛門長孝成瀬華人正同心

と見え、又文化八年十二月に通邦の子通故等によつて編輯された張藩武術師系録には次の如く見える。



この師傳系圖に現はるゝ取田半右衛門寄頭なる人が師友名に見ゆる取田半右衛門長孝と同一人なるかは明かでないが、これに現れた關係によつて、通邦と寄頭との間は當然師弟にも似る關係が結ばれてゐた事と思はれ、二十記の中に他の取田氏の人を見ないから、兩者を同一人と見られ、前述の乾堂本集解—實は秀穎本—を書寫した正弘をこれに見ゆる取田弘三郎正弘と推定するのも強ち失當ではあるまいと思はれる。取田正弘が通邦の子通故によつて通邦の遺書を受けた點から見て、この系譜が、たとひ有職故實の方面の師傳を示すものであるにもせよ、當時彼等の總てが故實學者であり、國學者であり、同時にまた律令學者であつた事を思ふ時、兩者の交渉は、たゞ有職故實の方面にのみ限られたのではなく、同時にまた律令學においても關聯する所があつたであらう。通邦とかゝる關係に立つ取田正弘が河村益根

と師弟關係を結んだ事は當然考へられる事である。かく考ふる事によつて、前の正弘をこの取田弘三郎正弘とする事は益々疑を容れないであらう。取田弘三郎正弘と取田弘三郎正紹との關係については二の場合が考へられる。即ち正紹を正弘の(註三)後の名とするか或は親子の關係あるかの三つである。この何れが正しいかはまだ明らかにすべき資料を得ないが、正紹が文政四年敬公所藏本借用を許されてゐる點から見て相當の地位を占めた人と思はれ、正弘が文化四年に始めて師臨してゐる點を思ひ較べて、この間十四年の間に父子相代つてかゝる地位にあつたものと想像し難いから、同一人と見るのが正しい推測であらう。然し同一人とすれば、正弘時代の集解書寫に前掲の如き詳細な抜語を書き加へた彼が、正紹時代には何等書寫の次第を註さぬ事に多少の疑ひを挾まれないでもないから猶ほ考へることゝしたい。

以上私は可成り煩雜な點まで未知の律令學者及び其の研究を跡づけた。猶これらの人々以外に、通邦二十記により、又講令備考によりて數名を擧げる事が出来るが、それには言及するを避けよう。

斯くて當時の名古屋藩には、時を同くして一群の傾向を同じうする學者が輩出したが、彼等の志す所は單に一方面に限られなかつた。それは河村秀穎、秀根の夥しい著書目録に見ても明かにされる。通邦二十記に『志性在令律及六國史及軍器考』とあるのは善く彼等學友間の一般風潮を表したものである。彼等はまた廣き範圍に亙つて倦むなき研鑽を續けた學徒であつたと同時に、美しい共同事業を樂む人々であつた事は特に注意さるべきであらう。通邦二十記を讀んで、その會讀の種類や回數の多きに驚かぬものはあるまい。而してそれらのすべての研究は何れも同志の會合によつてなされてゐたのである。かゝる學問的雰圍氣は我國

學問史上に於てもおのづから獨自の地位を占むべきものであつて、形式的にも精神的にも同一の研究に似しみつゝある私達に取つては、殊に感興の深きを覺える。

律令學に於ても、この關係が見出される。一人の考が討論されて是と定められた場合には、それが直ちに共通の定説となつたらしい。通邦本令集解戶令七出條の頭註に、その條下に引用された古記に、七出が六出となつてゐる點より、(註四)新古二令の相異を指摘して次の朱書を加へてゐる。

私案、下惡疾下二所並無古記、蓋古令無惡疾也、又同署下古記有六出字

この考が同じく河村秀穎も抱く意見であつたと思はるゝ事は、名古屋圖書館に藏さる、秀穎本令義解備考のこの條の頭註に左の朱書を見る事に依つて知られる。

七出、按集解古記作六出、蓋古令文也、又檢七出解古

記並解惡疾古記無解文、犯義絕姪佚惡疾下亦不解、即知古令除惡疾文乎

これらは令會讀の際提出され討議された問題を各自その藏書に加朱書したものと思はれる。

斯る共同研究の成果が講令備考であつた。この書が存在こそ名古屋藩の律令學の貴き收獲であつて、彼等の律令學史上における位地を比類なき美しさにまで高めるものである。かくて今迄各人相互の交渉を辿つた終りに於て、更にその實際の結晶である本書について一應の考察を試みるのは、興味ある事と云はねばならない。

(四)

講令備考に就ては、本書を収録した續々群書類從の解題には、文政年中、稻葉通邦、河村秀根、石原正明、神村正鄰等の令研究の結集と記されてゐる。然し時代を文政年中とする事の誤は既に花見朔己氏に依つて指摘された。氏は此等諸氏の在

世年代より推して、それを明和安永の交の令會讀の成果であらうと推定された。また名古屋市史學藝編には、神村正鄰の條下に次の如く記されてゐる。

明和年間、秀顯、秀根、正鄰、通邦、正明及び山高信順等ミ、令義解其他の研究會を催し互に攷究をなしたり。彼の講令備考は、恐らくは此時の筆録なるべし。

この文中に含まるゝ二箇の點、即ちその作成の年代と人とは又問題とされるであらう。

先づ作成年代に就て、花見氏が明和安永の交とされたのは、その會讀者の一人神村正鄰の死が明和八年である事に注目されての觀測であるが、まだ明確に明和八年以前とは云はれてゐない。名古屋市史に明和年間とあるのは、明かに正鄰の死を基礎としその在世の年にまで遡らし、たものであらう。然し種々の古寫本を見る時、輕々しく此書の作成年代を決定する事の不可能事に想到せざる

を得ない。

管見に入つた講令備考は京都帝國大學圖書館に所藏さる、和學講談所の藏書印あるもの、名古屋圖書館所藏の嘉永元年神谷克禎が雲居大人藏本を書寫せる奥書あるものと、河村秀穎舊藏のものとのである。續々群書類從に收められたものは、東京帝國大學圖書館本により内閣文庫本を以て比較したとの事である。その原本は未だ一覽の機を得ないけれども、刊本の内容より推して、神谷克禎本と同一のものと云ひ得る。此等三本は、その内容より比較する時、著しく精粗の差が見出される。

和學講談所本は、此等の中では最も簡單な體裁であつて、最初の草稿本なる事を思はせるものがある。神祇令において左の形式で書されてゐるのはこれを示すものである。

孟夏

三河國赤引糸

○日本紀持統天皇六年五月丁未(下略)

○文德天皇實錄云四 仁壽二年十一月辛丑(下略)

○(原本三字ヲ塗抹ス)

○鴨真淵 令抄 姓氏錄 神宮雜例集 續日本紀

大神宮式 古語拾遺 續日本紀 神宮雜例集 四時

祭式 神名式 令抄 同抄 四時祭式 神名式 周

本紀 公式令連署 延曆儀式帳並文集頭

こゝにはたゞ書目のみ記されたものが、他の二本及び刊本では一々にその引用文を擧げられてゐる。これを河村秀興、秀根の神祇令集解の頭註文と比較する時、これは全くこの集からの引用なる事は明かであり、こゝに記された集解がこの河村本を斥す事も亦疑を容れない。この草稿作成の時、既に完成してゐたこの集解を會讀に参照されたのは當然の事と思はれる。さうして本書がかゝる簡單な形式のものなる事は、これが全く最初の草稿本なる事を示すものであらう。

又續々群書類従本―神谷本も同じ、たゞ世に流布し参考するに便利なる爲本書を擧げよう―に『續日本紀云……』『又云……』とあるものが、和學講談所本では『續日本紀云……』とあり、後のものが頭註として『續日本紀云……』なる體裁で記されてゐる事からも、和學講談所本が群書類従本より古き草稿本であつて、これに其後度々補註が加へられた事を知り得るのである。従つて、この最初の草稿本と見るべきものゝ作成年代に注意しなければならぬ。續々群書類従本官位令親王一品已下至四品凡三條の註に、

○通邦私ニ案ニ……

明和丁亥閏九月晦日

又案ニ……

明和丁亥十月朔日

又案……

戊子十月十四日

と見える文は、和學講談所本には見る事が出来ない。即ち和學講談所本はこの補筆より前―明和四年以前のものとするのは疑ないであらう。さうしてこれは通邦二十記に見ゆる明和三年度の加つた令會の成果とするのも誤ないと思はれる。

斯くて作成された草稿が、前に見る如く、何回かの補筆を経たと思はれる。和學講談所本に見る頭註、河村秀頼本に見る夥しい頭註及び貼符は、一として彼等の長き會讀の苦心を物語らぬものはない。斯く補筆された草稿が、一度整頓され淨書されて一定本の形をとつた事があるらしく思はれる。通邦二十記に見ゆる左の記事はこれを示すものである。

(安永二年)二月二十七日以來令校正會

至安四年七月一十五日休矣

於河村氏孫八畝九郎來會先爲註

官位以來至儀制成

義解版讀義解見會集解

並正備考

斯くて備考の整理は一段落をつげた。然しこれでその事業が終了を告げたと看做す事は出来な
い。秀頼本を見る時、この時をもつて備考が最後
の姿に整へられたものと論斷する事は否定されね
ばならないのである。

秀頼本の底本は、續々群書類従本、神谷本と同
一である。かゝる底本の一致は、またある時期に
一定本が整へられたてふ推測を證據づけるもので
ある。然し彼等の精進は不斷の修補を續けさせた。
秀頼本は更に其後の彼等の目覺ましい努力の跡を
偲ばせる。そこに隙なく加へられた書入、貼符を
見る時、ある程度の一定本を得た後に、猶かゝる
研究をつけた彼等の倦むなき研究心に驚歎せざ
るを得ない。此等は恐らく後年迄も續けられた令
會の成果を収めたものであらう。さうして前記の
七出を古令に六出とする考の如きは、この間に提
出されたものと思はれる。然し、此等は、猶一面

に書かれ行間にまでも及べる補註と共に、すべて
世に知られてゐない。續々群書類従本が、本書を
参照されず、その尊い努力の一半を見のがした事
は遺憾な事と云はねばならない。前記朝倉景員の
如きも、續々群書類従本にはその名を見ないが、
秀頼本頭註には數多の研究を發表してゐる。然し
それらは悉く發表されず、従つて其名は備考から
抹殺されてゐる。

斯く本書の作成を、安永年間の補正を以て終と
せず、猶後にかゝる補註の試みられた事を思ふ時、
それが何時頃まで續けられたか問題とされる。
名古屋藩には、前に見る如く、少くとも文化年間
まで律令學研究の跡が辿られるが、それらの研究
が如何なる形で發表されたか、かゝる備考の補正
も爲されたものでないかはこれを明かにし難いか
ら此等を窺ふべき資料を得て後の研究に俟つべき
であらう。花見氏がこれを明和安永の交の作と見

られたのは、本書の第一回整理の時を指摘されたに過ぎまい。又名古屋市史がそれを明和年間の作としたのは、本書の作成事情について深く考慮を拂はなかつた爲の推論で、その失當なる事は上記の通邦二十記の文に見るも明かであらう。

次には備考の編者に就て考慮すべき問題がある。市史によれば、石原正明をその編者の一人とする。然もその作成年代を明和年間假に明和八年とする時、彼は年纔に十二歳であつて到底考へられぬ事である。この點で市史の解説はそれ自身の中に救ふべからざる矛盾を含むのである。花見氏が編者の一人として正明の名をあぐる事を疑はれたのは、彼の名の備考に見えぬ點を根據として居られる。然しその名の見えぬ事が絶對にかゝる推測を可能ならしむるものではない。現に朝倉景員の如き秀頼本には見えつゝ、他の諸本に見えぬ例(註五)があり、又正明と時代を同じうする河村益根は通

邦二十記には安永年間の令校正會に出席してゐるが、その名は備考に見出す事は出来ない。この點からして氏の論據は疑はれねばならない。又その在世年代より考ふる時、最初草稿の作られ始めた明和三年には正明は七歳の少年であつた。この點から、彼が最初の會合に加つた事は當然否定される。然しその製作年代を後年まで續けられたと認める時、この否定にも多少の餘地を存せねばなるまいにもせよ、今の處、正明を備考の編輯者と認むべき確證は一つも見當らないのである。

(五)

以上、私は通邦の令研究を紹介する傍ら、二十記を通じて彼の學術研究の跡を見、その背景として當時の名古屋藩學界の雰圍氣にまでも言及した。然しそれらの持つ學風や、それが律令學史上に占むる意義に就ての考察はこれを他日に譲らなければならぬ。

去る六月十五日、三浦博士に隨つて、名古屋市中區日出町徳林寺なる稻葉通邦の墓に詣でた。黄昏近く、廣からぬ墓地に搜しあて、携へて來た花や水を供へながら、交々墓前に頷づいた。碑面にはたゞ稻葉通邦之墓とのみ刻まれてゐる。花筒は割れて訪る人も稀らしきこの碑前に立つて、そこに眠れる人の在りし昔を偲び、その遺業を今我等の受け繼いでゐる奇縁を思ふて冥福を祈りつゝ、低徊これを久しうした。地下の靈果して微笑でこれを享けたであらうか。(昭和三・八・四)

(註一) 秀興は秀根の前名であるが、通邦二十記及び自筆令集解跋語、また講令備考等には皆秀興と見えるから、私は時に應じて兩の名を用ひた。然しこれは兩者を混合したものでない。猶此等の事から、彼が秀穎と改めたのは可成り後の事と思はれるが、それが果して何時の頃であるかは明かにしない。

(註二) 此書に就ては後に詳述する所がある。

(註三) 正紹の名が正弘のそれよりも後のものなる事は文化八年の編輯にかゝる師系録が正弘とあり、文政四年禁祕御鈔書寫

の時には正紹と記されてゐる點から云ひ得る。

(註四) 刊本には、古記の文も亦七出とされてゐる。然し私達の校合に際しては、使用寫本の悉くが六出となつてゐた。

(註五) 益根は正明より三歳の年長であつた。